○厚生労働省告示第三百七十号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の生薬及び動植物成分の項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項第二十五号中「。ただし、口腔内貼付剤に限る。」を削る。

生薬及び動植物成分の項第五号中「センナ」の下に「（別名センナヨウ）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤並びに漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤（解急蜀椒湯、四逆加人参湯、四逆湯、真武湯及び伏苓四逆湯に限る。）を除く。

○厚生労働省告示第三百七十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

一　薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間（次号及び第三号において「記載不要期間」とする。）は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百六十八号）により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

イ　ロに掲げる規定以外の規定　公布の日

ロ　別表第三生薬及び動植物成分の項の規定　平成二十四年四月一日

二　記載不要期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百六十八号）により指定が変更された医薬品については、当該指定に係る告示の適用の日から起算して一年間とする。

三　記載不要期間は、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十号）により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

イ　ロに掲げる規定以外の規定　公布の日

ロ　生薬及び動植物成分の項の規定　平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第三百七十二号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十七条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二十九条及び附則第四条の二の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十七条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二十九条及び附則第四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局等を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十七条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二十九条及び附則第四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局等

北海道運輸局函館運輸支局
北海道運輸局旭川運輸支局
北海道運輸局室蘭運輸支局
北海道運輸局釧路運輸支局
東北運輸局青森運輸支局
東北運輸局青森運輸支局八戸海事事務所
東北運輸局岩手運輸支局
東北運輸局気仙沼海事事務所
東北運輸局石巻海事事務所
東北運輸局秋田運輸支局
東北運輸局山形運輸支局
東北運輸局福島運輸支局
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所
関東運輸局東京運輸支局
北陸信越運輸局富山運輸支局
北陸信越運輸局石川運輸支局
中部運輸局福井運輸支局
中部運輸局静岡運輸支局
中部運輸局三重運輸支局
中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所
近畿運輸局京都運輸支局
近畿運輸局和歌山運輸支局
近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所
中国運輸局鳥取運輸支局
中国運輸局島根運輸支局
中国運輸局岡山運輸支局
中国運輸局尾道海事事務所
中国運輸局因島海事事務所
中国運輸局呉海事事務所
中国運輸局山口運輸支局
四国運輸局徳島運輸支局
四国運輸局愛媛運輸支局
四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所
四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所
四国運輸局高知運輸支局
九州運輸局下関海事事務所
九州運輸局福岡運輸支局
九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所
九州運輸局長崎運輸支局
九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所
九州運輸局熊本運輸支局